

名古屋大学附属図書館中央図書館学習用図書整備指針

蔵書整備委員会決定
平成 16 年 4 月 1 日
改正 図書館サービス委員会
平成 24 年 9 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 「名古屋大学附属図書館中央図書館蔵書整備方針」第 3 条の趣旨に基づき、中央図書館における学習用図書資料（以下「学習用資料」という。）の整備について定める。

(目標)

第 2 条 中央図書館の学習用資料は、学部及び大学院博士課程前期課程の授業との関連等を考慮して、次のような目標のもとに整備を図る。

- 一 本学の学部に授業科目がある学問分野については、授業との連携を取りつつ、教育効果を最大に高めることを目標として、その分野の基礎的知識を包括的に把握させるために必要な資料を網羅的に整える。
- 二 本学の学部及び大学院博士課程前期課程に授業科目がない学問分野については、独学によってその分野の体系的な学習ができるようにするために必要な資料を、精選して提供できるようにする。
- 三 一般的教養、社会的問題、大学院進学に向けた自主学習・就職活動等の進路形成、健康等に関連する分野については、本学の学生として身に付けるべきと思われる知識を習得するために必要な資料を、選択的に備える。

(共通の整備指針)

第 3 条 各学問分野における学習用資料の整備に当たっては、学習用という性格に鑑み、授業との関連性に特に配慮するとともに、次の事項に留意するものとする。

- 一 研究動向、研究入門、資料ガイド、参考図書は網羅的に整備の対象とする。
- 二 定評のある教科書類は、網羅的に備える。
- 三 ケースブック、リーディングス等は積極的に備える。
- 四 古典として評価されている資料は、積極的に備える。
- 五 各学問分野を網羅的に鳥瞰する全集、叢書、講座、大系は、積極的に備える。
- 六 啓蒙書、解説書及び速報的著作は、選択的に備える。
- 七 利用頻度の高い資料は、積極的に複本の購入を図る。

2 次に掲げるものは、原則として収集の対象としない。

- 一 娯楽的図書
- 二 専ら特定の団体あるいは個人の宣伝等を目的とするもの
- 三 1 点 10 万円以上の高額資料
- 四 その他、個人で購入するのが適当と思われるもの

(分野別整備指針)

第 4 条 各学問分野の学習用資料は、日本十進分類法の綱目表の区分に準じて、次の事項に留意して整備を図る。

一 総記

- イ 知識、学問一般に関する資料は、網羅的に備える。
- ロ 情報科学に関する資料は、網羅的に備える。
- ハ 図書館学及び図書・書誌学に関する資料は、積極的に備える。
- ニ ジャーナリズムに関する資料は、積極的に備える。

二 哲学

- イ 哲学、倫理学に関する資料は、網羅的に備える。また、この分野の思想家に関する伝記、

評論及び研究書は、積極的に備える。

ロ 心理学に関する資料は、網羅的に備える。

ハ 宗教に関する資料は、仏教，キリスト教，イスラム教について積極的に備える。

三 歴史・地理

イ 歴史・地理に関する資料は、網羅的に備える。ただし、旅行案内は国内外の叢書としてまとまった資料から選択して定期的に更新する。

ロ 伝記については、各分野で評価の定まった者の伝記，年譜を積極的に備える。

四 社会科学

イ 政治学，法律学，経済学，財政学，統計学，社会学，教育学及び文化人類学に関する資料は、網羅的に備える。

五 自然科学

イ 数学，物理学，化学，宇宙科学，地球科学及び生物科学に関する資料は、網羅的に備える。

ロ 医学に関する資料は、基礎医学，精神医学，公衆衛生，生物学・農学・工学・薬理学等に共通する分野を選択的に備える。

ハ 薬学に関する資料は、選択的に備える。

六 技術・工学

イ 技術・工学に関する資料は、網羅的に備える。

ロ 生活科学に関する資料は、基本図書を選択的に備える。

七 産業

イ 産業に関する資料は、積極的に備える。

八 芸術

イ 美術，音楽，演劇，映画に関する資料は選択的に備える。

ロ スポーツ・体育に関する資料は、選択的に備える。

ハ 諸芸に関する資料は、基本図書を選択的に備える。

九 言語

イ 言語学に関する資料は、積極的に備える。

ロ 日本語に関する資料は、網羅的に備える。

ハ 外国語に関する資料は、中国語，朝鮮・韓国語，英語，ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語について網羅的に備え，かつ，それ以外の言語についても積極的に備える。

ニ 語学学習に必要な視聴覚資料は，積極的に備える。

十 文学

イ 文学に関する資料は，積極的に備える。

ロ 評価の定まった作家の作品集・全集は，網羅的に備える。

ハ 著名な作家及び作品に対する研究書は，積極的に備える。

ニ 同時代の作家の文学作品及びその研究書は，選択的に備える。

十一 その他

新しい学問領域，あるいは複数の主題にまたがる分野の資料，同時代の社会事象を反映した資料，最新の技術に関わる資料については，その必要性に応じて積極的に備える。

(その他)

第5条 この指針に定めるもののほか，中央図書館における学習用資料の整備に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

この指針は，平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は，平成24年9月4日から実施する。